

条例

横浜みどり税条例をここに公布する。

平成 20 年 12 月 15 日

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例第 51 号

横浜みどり税条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「市税条例」という。）に定める市民税の均等割の税率の特例並びに固定資産税及び都市計画税の特例措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 市民税の均等割のうち、次条及び第 3 条第 1 項の規定により加算した額に係るものを横浜みどり税と称する。

(個人の市民税の均等割の税率の特例)

第 2 条 平成 21 年度から平成 25 年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率は、市税条例第 25 条の規定にかかわらず、同条に定める額に 900 円を加算した額とする。この場合における市税条例第 26 条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「横浜みどり税条例第 2 条」とする。

(法人の市民税の均等割の税率の特例)

第 3 条 平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は各地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 312 条第 3 項第 3 号に規定する期間（次項において「期間」という。）に係る法人の市民税の均等割の税率は、市税条例第 26 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額に、当該額に 100 分の 9 を乗じて得た額を加算した額とする。この場合における同条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「横浜みどり税条例第 3 条第 1 項」とする。

2 平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は各期間に限り、当該事業年度若しくは当該連結事業年度又は当該期間に係る法人の市民税の法人税割を課されない者に当該法人の市民税の法人税割が課されない事業年度若しくは連結事業年度又は期間に係る法人の市民税の均等割を課する場合については、前項の規定は、適用しない。

(基金への積立て)

第 4 条 市長は、横浜みどり税に係る収納額に相当する額を、緑の

保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金に積み立てるものとする。

- (特定緑化部分に対して課する固定資産税等の特例)
- 第 5 条 次に掲げるそれぞれの割合に相当する緑化を行った部分 (以下「基準緑化部分」という。) に加えて更に当該割合に 5 パーセントを加算した割合以上の緑化を行った場合における当該基準緑化部分を超えて緑化を行った部分 (以下「特定緑化部分」という。) を有する建築物の敷地の用に供されている土地 (面積が 50 0 平方メートル未満のものを除く。) について現に当該特定緑化部分が存するものと市長が認定し、かつ、当該土地に存する基準緑化部分及び特定緑化部分 (以下「緑化部分」と総称する。) に係る建築物の所有者又は管理者が当該緑化部分について 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に締結した場合には、当該土地に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該契約を締結した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 10 年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち当該特定緑化部分が当該土地に占める割合に相当するそれぞれの額のそれぞれ 4 分の 1 に相当する額を当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。
- (1) 緑の環境をつくり育てる条例 (昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号) 第 6 条第 3 項の規定に基づいて緑化が行われている建築物の敷地については、市長が基準として定める建築物の敷地面積に対する緑化が行われた面積の割合
 - (2) 緑の環境をつくり育てる条例第 9 条第 1 項の規定により市長と協議した計画に係る建築物の敷地については、当該敷地に係る同条第 2 項の規定に基づく基準に定める建築物の敷地面積に対する緑化が行われた面積の割合
 - (3) 横浜市開発事業の調整等に関する条例 (平成 16 年 3 月横浜市条例第 3 号) 第 17 条第 1 項の規定による市長の同意を得た計画に係る建築物の敷地については、同条例第 18 条第 2 項第 4 号ア又は同項第 9 号の規定により適合することとされている横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例 (平成 16 年 3 月横浜市条例第 4 号) 第 5 条第 1 項に規定する当該建築物の敷地面積に対する緑化又は既存の樹木の保存が行われた部分の面積の割合
 - (4) 都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号) 第 34 条第 1 項の規定に基づき都市計画に定められた緑化地域内において、当該建築物の存する区域の建築物に係る同条第 2 項の規定に基づき緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率 (同項に

規定する緑化率をいう。以下同じ。)の最低限度(同法第35条第2項、第6項又は第9項の規定による建築物の緑化率に関する制限に係る建築物については、当該制限としての建築物の緑化率の最低限度)の割合が前3号に掲げる割合を超える場合には、前3号の規定にかかわらず、当該建築物の存する区域の建築物に係る同法第34条第2項の規定に基づき緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度(同法第35条第2項、第6項又は第9項の規定による建築物の緑化率に関する制限に係る建築物については、当該制限としての建築物の緑化率の最低限度)として定められた割合。ただし、当該建築物の敷地が、同法第34条第2項の規定に基づき緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度又は同法第35条第2項若しくは第6項の規定による建築物の緑化率に関する制限としての建築物の緑化率の最低限度の割合が異なる区域の2以上にわたる場合においては、同条第7項の規定の例により算出する当該建築物の存する区域の建築物に係る緑化率の最低限度の割合

- (5) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項に規定する特定工場の敷地については、前各号の規定にかかわらず、当該敷地が、横浜市工場立地法地域準則条例(平成12年2月横浜市条例第9号)別表第1に定める第一種区域(以下この号において「第一種区域」という。)に存する場合にあっては同表に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合、同条例別表第2に定める第二種区域(以下この号において「第二種区域」という。)に存する場合にあっては同表に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合又はこれら以外の区域に存する場合にあっては当該敷地に係る同法第4条第1項の規定に基づき公表される製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則(以下この号において「法準則」という。)に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合(当該敷地が第一種区域、第二種区域及びこれら以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、その敷地に占めるそれぞれの区域の割合につき、第一種区域のそれが最も多いときはその敷地の全部について同条例別表第1に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合、第二種区域のそれが最も多いときはその敷地の全部について同条例別表第2に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合又はこれら以外の区域のそれが最も多いときはその敷地の全部について法準則に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合)

(農業用施設用地に対して課する固定資産税等の特例)

第6条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

第 3 条 第 3 号 又 は 第 4 号 に 規 定 す る 施 設 (以 下 「 農 業 用 施 設 」 と い う 。) の 用 に 供 す る 土 地 (固 定 資 産 評 価 基 準 (昭 和 38 年 自 治 省 告 示 第 158 号) 第 1 章 第 3 節 四 本 文 の 定 め る 方 法 に よ り 評 価 さ れ る も の を 除 く 。) の 所 有 者 が 当 該 土 地 上 に 存 す る 当 該 農 業 用 施 設 に つ い て 10 年 間 保 全 す る 契 約 を 平 成 21 年 4 月 1 日 か ら 平 成 25 年 12 月 31 日 ま で の 間 に 締 結 し 、 か つ 、 市 長 が あ ら か じ め 定 め る 基 準 に よ り 都 市 部 に お け る 緑 地 と し て の 農 地 の 保 全 に 寄 与 す る こ と と な る 農 業 用 施 設 の 用 に 供 す る 土 地 と し て 当 該 土 地 が 指 定 さ れ た 場 合 に は 、 当 該 土 地 に 対 し て 課 す る 固 定 資 産 税 又 は 都 市 計 画 税 に つ い て は 、 当 該 指 定 の 日 の 属 す る 年 の 翌 年 の 1 月 1 日 を 賦 課 期 日 と す る 年 度 か ら 10 年 度 分 の 固 定 資 産 税 又 は 都 市 計 画 税 に 限 り 、 第 1 号 に 掲 げ る 固 定 資 産 税 額 又 は 都 市 計 画 税 額 か ら 第 2 号 に 掲 げ る 固 定 資 産 税 額 又 は 都 市 計 画 税 額 に 相 当 す る 額 を 減 じ て 得 た そ れ ぞ れ の 額 に 相 当 す る 額 を 当 該 土 地 に 係 る 固 定 資 産 税 額 又 は 都 市 計 画 税 額 か ら 減 額 す る も の と す る 。

- (1) 当 該 土 地 に 係 る 当 該 年 度 分 の 固 定 資 産 税 額 又 は 都 市 計 画 税 額
- (2) 当 該 土 地 に 係 る 当 該 年 度 の 固 定 資 産 税 又 は 都 市 計 画 税 の 賦 課 期 日 に お い て 、 当 該 土 地 を 固 定 資 産 評 価 基 準 第 1 章 第 3 節 四 本 文 の 定 め る 方 法 に よ り 評 価 さ れ る 土 地 と み な し て 当 該 方 法 に よ り 当 該 土 地 を 評 価 し た 場 合 に 得 ら れ る べ き 固 定 資 産 税 額 又 は 都 市 計 画 税 額 に 相 当 す る 額

附 則

こ の 条 例 は 、 平 成 21 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。